

事業者の皆様へ

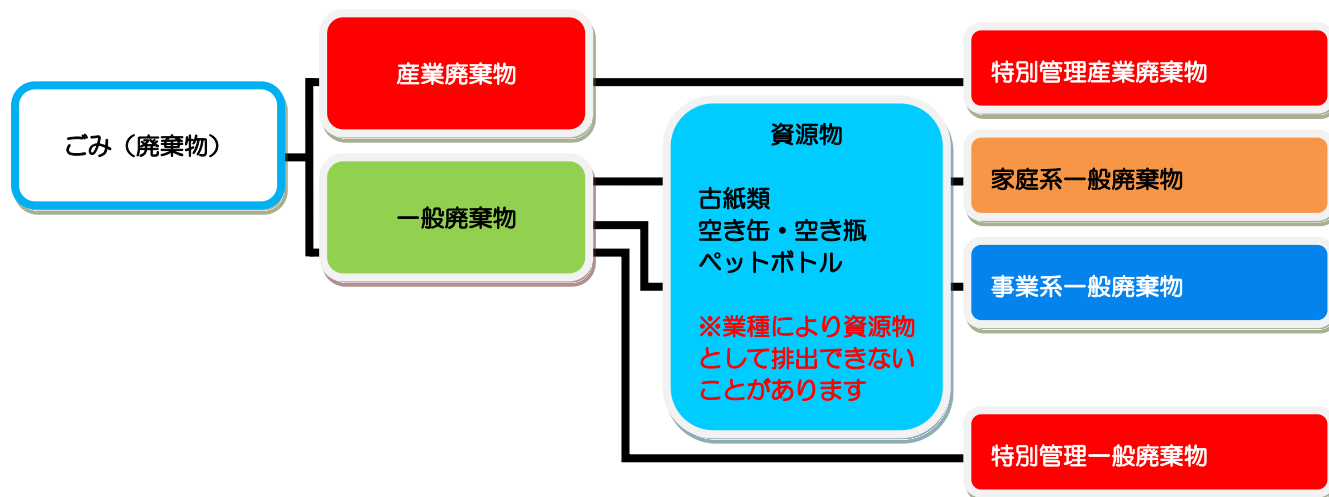
一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物の区分

廃棄物とは占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不要になったものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

一般廃棄物は産業廃棄物以外のものをいい、産業廃棄物は事業活動から生ずる廃棄物で20種類指定されています。

さらに、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものは「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」として区分され、一般廃棄物と産業廃棄物とは異なった処理基準が適用されます。



事業者の責務（主なもの）（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抜粋）

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理^{※1}しなければなりません。（この事業活動については、すべての事業活動のことで営利目的は問いません）
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。
- ③ 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する市の施策に積極的に協力しなければなりません。
- ④ 建設工事に伴い生じる産業廃棄物を発生と異なる場所に自ら保管しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事へ届けなければなりません。（保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上の場所で行われる場合に限る。）
- ⑤ 排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合において、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適性に行われているか確認しなければなりません。

※1 廃棄物処理法及び市条例で定める処理基準に従って処理しなければなりません。（自ら処理できない場合に委託して処理する^{※2}ことも含みます。）

※2 廃棄物の処理をすることができる許可業者に委託して処理を行います。その場合、排出事業者は廃棄物処理法及び市条例で定める委託基準にしたがって委託しなければなりません。

注： 事業活動に伴い排出されたごみ（廃棄物）は、いかなる場合においても自治会や町内会等が管理しているごみステーションに排出することはできません。

産業廃棄物は市の処理施設には搬入できません。また、産業廃棄物はたとえ少量であっても、必ず産業廃棄物として処理を行ってください。